

箱根町男女共同参画推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 箱根町における男女共同参画社会の形成を推進するため、箱根町男女共同参画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の事項を所掌する。

- (1) 男女共同参画づくりを推進するための方策に関すること
- (2) 「はこね男女共同参画推進プラン」の進行管理に関すること
- (3) その他町長が必要と認めた事項

(構成)

第3条 委員会は、委員15名以内で組織する。

2 委員は、学識経験者、町民等の中から町長が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 委員会に会長及び副会長各1名を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

2 会長は、必要に応じて構成員以外の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、総務部町民課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成17年7月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。